

題名	墜落・転落災害防止強調期間にかかる緊急要請
要請日	平成28年10月17日、18日

概要

長崎労働基準監督署（署長 池田 康廣）の管内では、本年7月から9月にかけて、墜落防止対策が十分に講じられていないことによって高所から墜落・転落し、死亡や意識不明等重篤な労働災害が立て続けに発生（別紙一覽を参照）したことから、本年12月31日までの期間を「墜落災害防止強調期間」と位置づけ、重点的な監督指導等に取り組んでいます。

この取り組みの一環として、一般社団法人長崎県労働基準協会長崎支部（支部長 鈴木 健次郎）、建設業労働災害防止協会長崎県支部長崎分会（分会長 中村 知也）及び長崎県建設産業労働組合中央総支部、浦上総支部（執行委員長 船津 栄市）に対し、以下の事項にかかる傘下事業場への周知・指導を要請しました（別添要請文書を参照）。

- （1）墜落・転落災害防止対策を主眼とした安全パトロールを実施すること。
- （2）手すり、囲い及び防網等の墜落防止設備について、損傷及び老朽化等を確認し、必要に応じて補修等を行うこと。
- （3）ヘルメット、安全带及び安全帯等の保護具について、損傷、老朽化及び耐用年数を確認し、必要に応じて交換すること。
- （4）高所作業におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置を実施すること。
- （5）高所作業に従事する労働者に対し、安全带の使用等に関する安全衛生教育・訓練等を行うこと。
- （6）墜落・転落災害防止にかかる法令及びガイドライン等を確認すること。

なお、当該要請にかかる実施事項等は別添リーフレット（全産業、建設業）に取りまとめています。



写真左：

一般社団法人長崎県労働基準協会長崎支部
専務理事

写真右：

長崎労働基準監督署 署長



写真左：

長崎労働基準監督署 署長

写真右：

建設業労働災害防止協会長崎県支部長崎分会
事務局長



写真左：

長崎県建設産業労働組合 副執行委員長

写真右：

長崎労働基準監督署 安全衛生課長